

平成30年度授業料免除(徴収猶予)申請のしおり



学務部学生支援課奨学支援グループ

目次

I. 授業料免除（徴収猶予）申請要領

1. 申請資格	1
2. 選考基準の概要	1
3. 所得の種類別による必要経費の算定方法	3
4. 申請スケジュール概要等	3
5. 前期分申請者の後期分申請	4
6. 申請区分の選択	5
7. 後期分申請可否に関する確認事項	6
8. 申請書の記入例	7
9. 申請書記入要領	8

II. 提出必要書類一覧

1. 一般学生申請者	11
2. 私費外国人留学生申請者	15
3. 独立生計申請者	17

III. 申請に関するQ & A

◎標準取得単位数 別表 1	21
---------------	----

◎家計基準（参考）別表 2	22
---------------	----

I. 授業料免除（徴収猶予）申請要領

◎はじめに

この要領を必ず熟読し、申請書等の記入内容について係員の質問に答えられるようにしてください。

申請書類の一部に不備（書類不足・記入漏れ）がある場合でも受付いたしますが、不足書類は別に指定する不足書類提出期限までに必ず提出してください。また、記載事項に虚偽があった場合は、免除許可後でも取り消しとなる場合があります。

1. 申請資格

本学の学生（国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、科目等履修生、研究生等を除く）で次のいずれかに該当する方が申請することができます。

- (1) 経済的理由により、授業料納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる者
- (2) 授業料の納付前6ヶ月以内（新入学者の入学した日に属する期分に係る免除の場合は、入学前1年以内）に、本人の主たる家計支持者が死亡し、又は本人若しくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

ただし、次の方については選考の対象外です。

- ① 特別な理由なく同一の学年に留まっている者
- ② 特別な理由なく在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えて在学している者
※特別な理由（病気休学、留学など）による修業年限超過の場合は、一年間に限り申請を認めることがあるので、必ず事前に問い合わせてください。（就職活動等は不可）
- ③ 申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を指定された期限までに提出しなかった者
- ④ 既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者
- ⑤ 当該期の一部期間を休学する予定の者

2. 選考基準の概要

次の学力基準と家計基準のいずれにも該当している方を「神戸大学授業料免除に関する選考基準」等に基づき選考します。

(1) 学力基準

(学部学生)

① 1年次前期分申請

- イ. 高等学校を卒業した者については、高等学校長から提出された調査書の学習成績の平均値が3.5以上の者（母子・父子世帯、生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、3.2以上の者）
- ロ. 国の行う高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者については、入学試験の成績が本人の属する学部（学科等）における合格者の上位1/2以内の者

② 1年次後期分以降の申請

次のいずれにも該当している者

イ. 取得している単位数が、別表1(P.20)に定める標準取得単位数以上であること。

編入学者の入学時における前期分の申請にあつては、別表1に定める当該学期の標準取得単位数を取得しているものとする。

ロ. 大学における全ての学業成績を、その科目数で除して得た平均点が70.0点以上の者
(母子・父子世帯、生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、62.0点以上の者)

③ 編入学者の3年次以降後期分以降の申請

次のいずれにも該当している者

イ. 取得している単数が別表1(P.20)に定める標準取得単位数以上であること。

(例)

別表1の一般入学者の2年次後期までに取得すべき単位数に、3年次前期に本学において取得した単位数を加えた単位数が、別表1の3年次後期欄の標準取得単位数以上であること。

ロ. 大学における全ての学業成績を、その科目数で除して得た平均点が70.0点以上の者(母子・父子世帯、生活保護世帯等特別な事情により経済的困窮度が著しく高いと認められる者については、62.0点以上の者)

※なお、学業成績が秀・優・良・可で表示されている場合は、秀・優=85点、良=70点、可=60点に換算して平均点を算出します。

(大学院学生)

特に単位数は定めていません。

(2) 家計基準(家計評価額)算出方法

経済的困窮度の判定は、前年1~12月の収入(所得)(状況が前年と異なる場合は申請時現在)から必要経費と特別控除額を差し引いた金額から、さらに別に定める収入基準額を差し引いた額をもとに行います。

総所得金額=収入金額-必要経費-特別控除額

家計評価額=総所得金額-収入基準

【収入基準は本人と生計を同一にする家族人数により異なります。】

○母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別な事情がある世帯については、定められた額を総収入金額から特別控除額として控除します。

○長期療養者や身体障害者のいる世帯等特別な事情により、家計支出が多額となり、経済的困窮度が高いと認められる世帯については、半額免除に係る収入基準額の10%を限度として緩和することがあります。

○参考までに免除となる大まかな収入金額を別表2(P.21)に示してあります。

3. 所得の種類別による必要経費の算定方法

所得の種類	例	必要経費の算定方法
給与所得	俸給、給料、賃金、年金、恩給、賞与、雇用保険失業給付金、生活保護法による扶助料及び傷病手当金など	収入金額から本学の定めた計算式で、電算処理により算出します。
給与以外の所得	商業、工業、林業、水産業、農業所得 開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、大工、左官等 雑所得 (利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人からの援助等)	収入を得るために支出(消費)した経費(売上原価、営業経費、専従者給与、肥料、種苗、飼料、燃料等)です。
臨時的な所得	退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡及び山林所得等	当該授業料免除実施前6ヶ月間における収入に係る公租公課等の経費です。

○給与所得者が2人以上いる場合、各人別に所得金額を算出します。

○同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算出します。

4. 申請スケジュール概要等

申請期間について

申請期間及び場所は、所属学部等の学生関係掲示板及び本学の奨学金・授業料免除等ホームページ(神戸大学 HP→教育・学生生活→経済支援→授業料・入学料免除などの制度)にてお知らせします。提出書類の一部に不備(書類不足・記入漏れ)がある場合でも受付しますので、申請期間内に必ず一度提出にきてください。**申請期間後の申請は一切受理しませんので、日程には十分注意してください。**

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4月入学者	申請要領発表表	申請期間 (※)	審査				申請結果通知					
前期分授業料免除 後期分授業料免除	申請要領発表表	事前申請期間 (在学生のみ)	在学生申請期間	新入生申請期間	審査		申請結果通知	申請要領発表表	事前申請期間 (在学生)	在学生申請期間	審査	申請結果通知
10月入学者		申請要領発表表	申請期間 (※)	審査			申請結果通知					
後期分授業料免除 前期分授業料免除		申請要領発表表	事前申請期間 (在学生のみ)	在学生申請期間	新入生申請期間	審査	申請結果通知	申請要領発表表	事前申請期間 (在学生)	在学生申請期間	審査	申請結果通知

※入学料免除・徴収猶予の申請方法は各学部・研究の入学手続の案内や大学 HP で必ず確認してください。

事前申請期間について

やむを得ない事情（一時帰国、帰省、教育実習等）により、申請期間内での申請ができない場合は事前申請が可能です。その際は必ず学生支援課奨学支援グループの窓口で事前申請予約簿に申請可能な日を記入してください。（電話による予約は原則不可）

ただし、申請期間後の申し出あるいは申請は一切認めません。

申請結果通知について

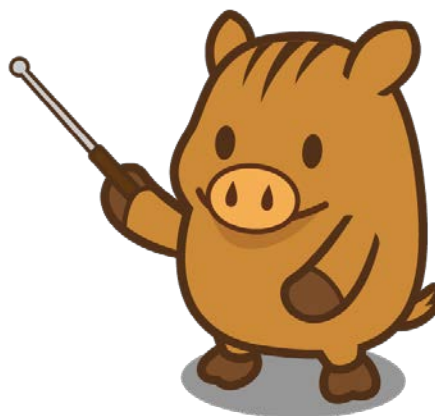
- ① 授業料免除の許可・不許可の決定通知はうりぼーネットで行います。
うりぼーネットにログイン→掲示→お知らせの順に進み、一覧の中から選択して確認してください。
通知日は、前期分が7月11日（水）、後期分は12月12日（水）の予定ですが、申請時に掲示を確認してください。
- ② 申請者の授業料は、免除の許可又は不許可の決定があるまで口座からの引き落としは行いません。
なお、決定の通知があるまでは納付しないでください。
- ③ 結果通知後に、不許可の場合は授業料の全額を、半額免除が許可された場合は授業料の半額分を、大学に届出済の口座から「口座振替」を行います。

5. 前期分申請者の後期分申請

後期分の申請において、前期分の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に変化がない場合は、「平成30年度授業料免除申請書（後期分継続申請者用）」を大学ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申請期間内に提出してください。この場合、改めて新規申請書及び必要書類を提出する必要はありません。継続申請の可否については、P.6より確認してください。

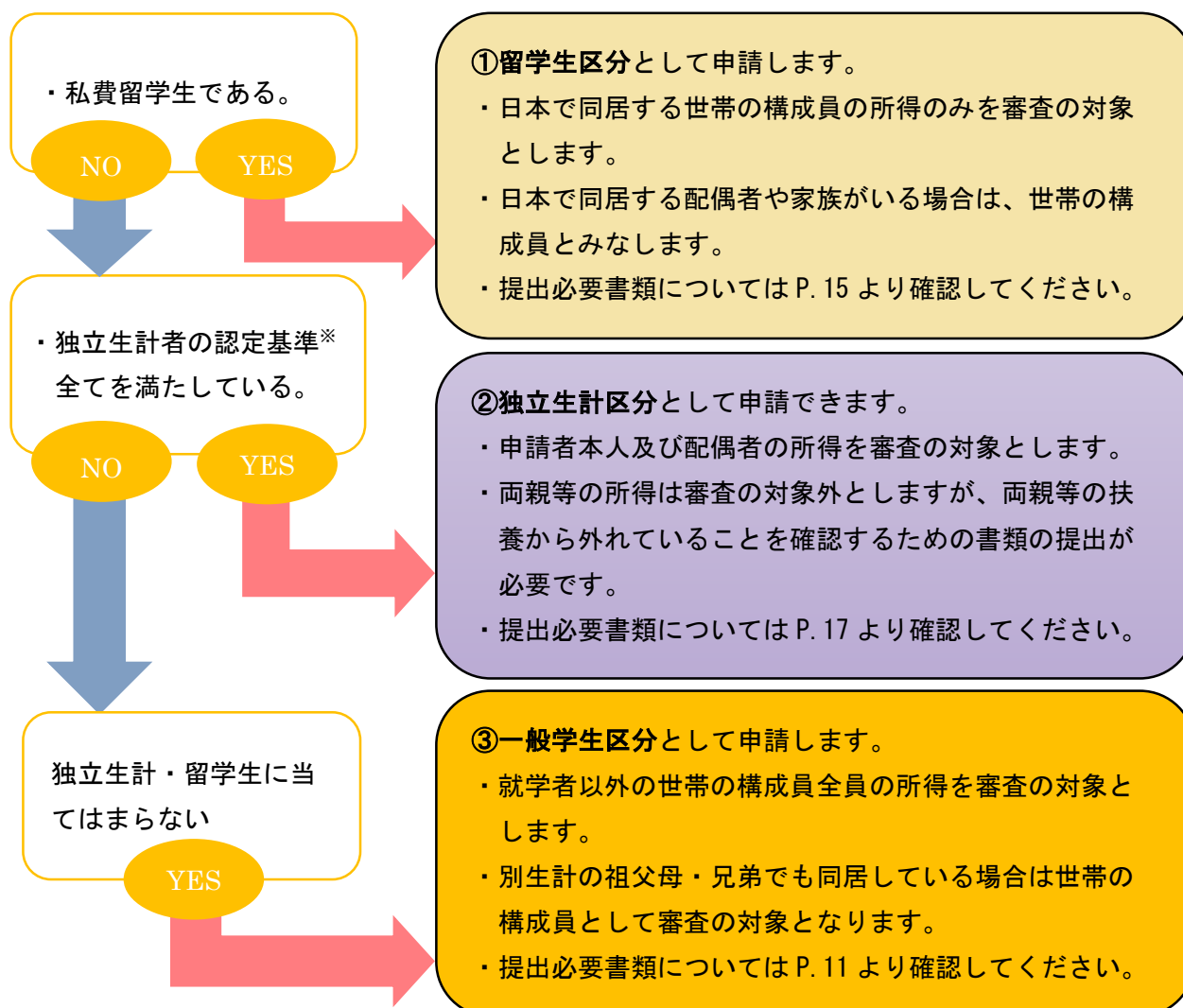
※授業料免除の判定は、前後期分けて選考しますので、後期分継続申請を行なった場合でも前期と同じ結果になるとは限りません。

※前期分の申請時と状況が変わっているにもかかわらず、継続申請したことが判明した場合、免除を取り消すことがあります。



6. 申請区分の選択

申請書類を準備する前に申請区分が①～③のいずれに当てはまるかを確認してください。



※独立生計者の認定基準

次の基準全てを満たす方を独立生計者として認定します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養家族でない者（父母等の源泉徴収票、確定申告書の控等で確認できる者）
- ② 父母等と別居している者（住民票による証明）
- ③ 本人（配偶者がいる場合は、配偶者を含む）に収入（奨学金も含む）があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明が発行される者

なお、学部学生については、本人（配偶者がいる場合は、配偶者を含む）の収入で生計を立てている場合でも、父母等の所得金額が本学の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合は独立生計者としての認定をしません。

- ④ 本人（配偶者がいる場合は、配偶者を含む）が健康保険等の被保険者であること。
なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

7. 後期分の継続申請可否に関する確認事項

各申請区分の項目を全て満たす方のみ後期分の継続申請をすることができます。
継続申請を希望の方は、申請前に必ず確認しておいてください。

【一般学生区分】

- 平成 30 年度前期分授業料免除を申請済である。
(同年度前期分に申請していない方は新規申請が必要です)
- 2017 年 10 月～2018 年 9 月に臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡等）がなかった。
(臨時所得が過去 1 年間にあれば新規申請が必要です)
- 就学者以外の世帯員の収入状況に変化がない。
(2018 年 10 月 1 日時点で所得の増減・退職・就職等があれば新規申請が必要です ※)
- 生計を一にする家族人数に変化がない。
(独立・死亡・離婚等が前期申請以降あれば新規申請が必要です)
- 兄弟等の在学状況に変化がない。
(兄弟の通学区分変更・入学・退学等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です)
- 家族内の障害者人数、長期療養状況、単身赴任状況に変化がない。
(金額、療養状況等の変更が前期申請以降あれば新規申請が必要です)

【留学生・独立生計区分】

- 平成 30 年度前期分授業料免除を申請済である。
(同年度前期分に申請していない方は新規申請が必要です)
- 平成 30 年度から新たに受給開始した奨学金がない。
(4 月以降に新たに奨学金を受給開始した方は新規申請が必要です)
- 申請者本人・配偶者の収入状況に変化がない。
(アルバイトを含めて退職・就職・転職・金額変更等が前期申請以降あれば新規申請が必要です)
- 日本国内で同居する家族人数に変化がない。
(結婚・出産等が前期申請以降あれば新規申請が必要です)
- 配偶者の在学状況に変化がない。
(前期申請以降に配偶者が卒業・修了した場合は新規申請が必要です)
- 前期分申請時から住所の変更がない。
(4 月以降に退寮・入寮等、引っ越しをした方は新規申請が必要です)
- 2017 年 10 月～2018 年 9 月に臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡等）がなかった。
(臨時所得が過去 1 年間にあれば新規申請が必要です)

※ 所得の増減の例

給与の昇給、減給、年金、雇用保険、傷病手当金、生活保護手当、
児童扶養手当、児童手当等の金額の変更

上記項目以外の変更点に関するご相談は学生支援課奨学支援グループ ([Tel:078-803-5431](tel:078-803-5431))
にお問い合わせください。

8. 申請書の記入例



神戸大学長 殿

授業料免除(徴収猶予)申請書

平成 年 月 日

平成30年度__期授業料の免除(免除の決定があるまでの徴収猶予)を許可くださるよう、必要書類を添えて申請します。

		入学年月		平成 29年 4月入学(年次編入)								
①申請者	フリガナ	コウベ ジロウ		法	*学部生 博士(前期)・修士課程 博士(後期)・博士課程 専門職	学籍番号	170000J					
	氏名	神戸 次郎				学科 専攻						
	現住所	※自宅 自宅外 携帯☎(000-0000-0000) 〒657-8501 固定☎(078-803-5431) 兵庫県神戸市鶴甲1丁目2-1		家族住所	自宅外の場合のみ記入(留学生は母国の住所を記入) ☎()							
② い 合 せ 先 の 問	フリガナ	コウベ イチロウ		続柄	現住所(☑上記と同じ場合は左に☑を入れてください。)							
	氏名	神戸 一郎		父	☎()							
③ 家 族 及 び 所 得	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	職業	★就職年月	勤務先	給与の収入金額(税込)	給与以外の所得額(税込)	大学記入欄		
		父	神戸 一郎	52	衣料品小売	S60年 4月	自宅	千円	3,174千円			
		母	神戸 冬子	50	専業主婦	年 月			千円	千円		
		※父又は母 死亡・生別の場合はその年月:(年 月)										
		姉	神戸 花子	23	会社員	H26年 3月	〇〇商事(株)		2,533千円	千円		
		祖母	神戸 ハル	75	無職	年 月	年金		780千円	千円		
主 別 た る 居 家 計 者 支 持 者 に ↓ ○×印	就学者	続柄	氏名	年齢	在学学校名		学年	通学区分	授業料免除状況(前年度) 【兄弟等が国立大学に在学している場合のみ記入】		大学記入欄	
		本人	神戸 次郎	19	神戸大学 法学部		1	自宅・自宅外	授業料(年額)	前期	後期	
		兄	神戸 太郎	21	国立 〇〇大学		3	自宅・自宅外	千円	※全免・半免・不許可・申請せず	※全免・半免・不許可・申請せず	
		妹	神戸 秋子	14	市立 〇〇中学		2	自宅・自宅外	千円	※全免・半免・不許可・申請せず	※全免・半免・不許可・申請せず	
	就学者の所得	続柄	氏名	年齢	職種	★就職年月	勤務先	給与の収入金額(税込)	給与以外の所得金額(税込)	大学記入欄		
	本人	神戸 次郎	19	家庭教師	H30年 4月	〇〇宅		420千円	千円			
配偶者					年 月		千円	千円				
奨学金の受給・貸与の有無 ※ある・なし(ある場合は、下欄に記入してください。)												
	続柄	氏名	日本学生支援機構奨学金				その他の奨学金				大学記入欄	
			前年度(年額)	本年度(年額・見込額)	(前年度)奨学団体名	(前年度)年額	(本年度)奨学団体名	本年度(年額・見込額)				
			本人	神戸 次郎	540千円	540千円		千円		千円		
配偶者		千円	千円		千円		千円					
④ 収 入 状 況	生活費について(以下の全ての項目についてそれぞれ有無どちらかを○で囲んでください。)										大学記入欄	
	a 年金(恩給)の有無	有(父・母・祖父・祖母・その他())									・無	
	b 児童扶養手当の有無	有(月額 円)									・無	
	c 児童手当の有無	有(月額 10,000 円)									・無	
	d 離別(生別)した父・母からの養育費の有無	有(月額 円)									・無	
	e 親戚・知人からの援助の有無	有(月額 円)									・無	
f その他()	有(月額 円)									・無		
⑤ 臨 時 所 得	臨時所得について(申請前6ヶ月間に入金があった所得について下欄に記入してください。)										大学記入欄	
	事由:	※退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・立木等売却・その他()										
	発生日: 平成 30年 3月 15日	受領日: 平成 30年 3月 31日	受領金額: 100 千円									
⑥ 資 産	預貯金 千円、宅地 m ² 、家屋 m ² 、その他()											
	⑦ 障 害 関 係	障害者・介護を必要とする者を記入					長期療養者を記入					
続柄		氏名	種 別			続柄	氏名	疾病期間	療養費年額			
祖母	神戸 ハル	※ 心身障害(障害 級) 介護(要介護3以上)(要介護 3) 原爆被爆					年 月から療養中					
⑧ 害 火 等 災 害 風 係 水	災害の名称		災害の年月日			被害額		その他参考事項				
			年 月 日			千円						
⑨ 者 家 別 計 居 支 持	続柄	氏名	別居期間(単身赴任等)			支出金額のうち自己負担額		その他参考事項				
			平成 年 月 ~ 平成 年 月			千円						

(注) ①※印の欄は、該当のものを○で囲んでください。
 ②★印の欄は、その職に就いた年月を記入し退職(離職)した場合は⑤臨時所得欄に発生日等を記入してください。
 ③記入のあたっては、別紙「授業料免除(徴収猶予)申請のしおり」を参照してください。

9. 申請書記入要領（前期：4月現在、後期：10月現在の状況で記入してください）

① 申請者欄

本人が署名（自署）してください。

署名（署名）できない場合は、記名のうえ朱肉で鮮明に押印（スタンプ印は不可）してください。

② 書類等の問い合わせ先欄

申請内容に関する連絡は原則申請者本人に問い合わせますが、本人以外に記載内容について照会した際に答えられる方を選定してください。

③ 家族及び所得欄（提出書類 一般学生 P.11 私費留学生 P.15 独立生計者 P.17）

「就学者を除く家族」と「就学者」に分けて記入してください。同居・別居を問わず申請者と生計を一にする方は全員記入してください。独立の生計を営む兄弟姉妹及び別生計の祖父母でも、同居の場合は世帯員とみなしますので記入してください。

また、続柄の左に主たる家計支持者には○印、別居者には×印を記入してください。

(1) 父母欄

- ・父母の氏名は、死亡あるいは生別の場合であっても、できるだけ記入してください。
- ・父又は母が死亡あるいは生別の場合は、該当する方に○印とその年月を記入してください。

(2) 職業欄・就職年月・勤務先

職業欄は「商業」などとせず、○○小売業、○○製造業、国家公務員、地方公務員、小学校教員、会社員など具体的に記入してください。就職年月にはその職に就いた年月を記入してください。

前期：2018年4月1日現在、後期：10月1日現在で退職している職場については記入せず、退職に関する申立書（様式9）を提出してください。勤務先欄は会社名など具体的に記入してください。

(3) 給与の収入金額（税込）及び給与以外の所得金額（税込）欄

給与は前年1月～12月までの1年間の収入金額を税込で、給与以外は1年間の所得金額を記入してください。前年途中で就職又は転職（開業・転業を含む。）した場合は、申請時現在の職業の月収及び賞与を考慮のうえ、年間の収入（所得）を推算した金額を記入してください。

(例1)

平成28年12月に就職した職場・・・源泉徴収票記載の支払金額を給与収入として記入
平成6年4月に開業した自営業・・・確定申告書の所得金額を給与以外の所得として記入

(例2)

平成29年3月に就職した職場・・・給与明細3ヶ月分の総支給額から1年間の収入を推算
又は様式2による職場の推算額を記入
平成29年4月に開業した自営業・・・**自営業開業に係る所得申立書（P.12参照）**に記載の
うえ、年間所得金額を給与以外の所得として記入

※年金・恩給の所得は給与以外の所得ではなく、給与収入として税込額で記入してください。

(4) 就学者欄

在学学校の設置者（国・公・私）、学年（前期申請時は新学年）を記入し、通学区分（自宅・自宅外）のうち該当するものを○で囲んでください。国立大学在学者は昨年度の授業料免除結果を記入してください。受験等で進路が未定の場合は、学校名等を空欄のまま、氏名のみ記入してください。

(5) 就学者の所得欄

申請者本人及び配偶者の前年 1 年間の金額と本年 1 年間の見込金額（概算）を記入してください。

(6) 奨学金の受給欄

奨学金を受給している場合は「ある」を○で囲み、本人及び配偶者が前年度 1 年間に受給した金額（休学等により、奨学金を受給しなかった期間は除く）を記入してください。

日本学生支援機構奨学金の機関保証を選択した場合は、保証料も含めた金額を記入してください。

※独立生計者及び私費外国人留学生は、本年度奨学金の受給が決定している場合は、本年度（年額・見込額）欄も記入してください。

④ 収入状況欄

年金（恩給）を受給している家族がいる場合は「有」を○で囲み、その方の本人との続柄を○で囲んでください。年金（恩給）には、老齢年金だけでなく障害者年金、遺族年金、個人年金等各種年金を含みます。児童扶養手当、離別（生別）した父・母からの養育費、親戚、知人からの援助がある場合は、「有」を○で囲み、その月額を記入してください。

⑤ 臨時所得欄

2017 年 1 月以降に退職金、保険金などの臨時所得を受給した（受給予定を含む）場合は、その詳細を記入してください。

⑥ 資産欄

貯金等の資産があれば、記入してください。

⑦ 障害者関係欄

家族に障害者・介護を必要とする方（要介護 3 以上）・原爆被爆者・長期療養者がいる世帯は、特別控除の対象となる場合があるので、その詳細を記入するとともに証明書を提出してください。

○障害者とは

身体障害者福祉第 15 条 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている方又はこれに準ずる方です。

- A 公害疾病の認定を受け、当該公害による身体上の障害のある方
- B 原子爆弾によって被爆し、身体の機能に障害のある方
- C 心身喪失の常況にある方若しくは知的障害があると判定される方
- D 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

○長期療養者とは

- A 申請時現在において 6 ヶ月以上に渡り療養中の方又は療養を必要と認められる方
- B 6 ヶ月以上に渡り介護を受けている方（要介護 3 以上であることが必要）

控除額は、申請時までの支出金額を基礎として今後の療養見込み期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額とします。健康保健等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。介護を受けている場合は、介護サービスを利用した際の自己負担額及び介護にかかる費用（おむつ代等）を控除できます。

⑧ 火災風水害関係欄（提出書類 P. 14）

本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、特別控除の対象となる場合がありますので、その詳細を記入するとともに証明書類を提出してください。

申請の前年から申請時までに被害を受けたために支出が増大又は支出が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態にある場合に限りです。保険・損害賠償によって補てんされた場合は控除額から除きます。また、被害額や復旧額をそのまま控除するわけではありません。

A 日常生活を営むための必要に必要な資材に被害を受けた場合は、必要最低限の衣料費、家具の購入費・修理費用等とします。

B 生産手段（田畑・店舗等）に被害を受けた場合は、収入源が長期間にわたり減少が予想される年間額とします。

⑨ 主たる家計支持者別居欄（提出書類 P. 14）

主たる家計支持者が単身赴任等で別居している世帯は、特別控除の対象となる場合があるので、その詳細を記入し、証明書類を提出してください。ただし、勤務の都合に限りです。

申請時現在において別居状態が継続中であり、今後も継続する見込みの場合に限りです。控除金額は、別居のため特別に支出している金額とし、原則として住居費、光熱水費の実費のみに限りです。

⑩ 家庭事情欄

免除（徴収猶予）を希望するに至った家庭事情や、その他説明を要することなどを明記して、具体的に記入してください。また、独立生計者で申請する場合は本人の両親から送金等がない理由及び本人の生計事情を記入してください。

⑪ 参考（申請者の履歴）

在学は、本学入学後に休学又は留学の履歴がある場合に記入してください。

新入生は、入学前の最終履歴について記入してください。



Ⅱ.提出必要書類一覧

- 授業料免除申請の際は、申請書の他に所得・世帯に関する証明書類等の添付書類が必要です。
- 各申請区分に関する表のうち該当するものを提出してください。
- 申請書及び大学指定の様式は、神戸大学ホームページからプリントアウトしてください。
<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/tuition/index.html>
- また、一度提出した書類は返却できませんので、予めコピーをとっておいてください。

1. 一般学生区分の方 P.11~14
2. 留学生区分の方 P.15~16
3. 独立生計区分の方 P.17

P.5 をチェック!



1. 一般学生区分の方

同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする方は世帯員となります。生計を一にせず、独立の生計を営む兄弟姉妹及び祖父母でも、同居の場合は同一家計の世帯員とします。

★全員提出書類★

提出書類	留意事項
○授業料免除（徴収猶予）申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4 片面 2 枚で印刷してください。 ・ 必ず消せないボールペンで記入してください。
○課税（非課税）証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が分かるものを各市区町村の役所で発行してください。 ・ 就労の有無にかかわらず、前期は4月1日、後期は10月1日時点で就学者でない世帯員全員分の証明書が必要です。 ・ 前期：平成30年1月以降に発行されたもの （前期分申請時は平成28年の内容が最新のものです） ・ 後期：平成30年7月以降に発行されたもの <p>※一般学生の場合、本人の課税（非課税）証明書は必要ありません。</p>
○奨学金受給状況申立書（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給の有無にかかわらず、申請者全員提出してください。 ・ 平成29年度における奨学金受給の有無を記入してください。 ・ 奨学金を受給していた場合は、奨学生証又は受給決定通知書の写しを添付してください。
○アルバイト等収入状況申立書 （様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の有無にかかわらず、申請者全員提出してください。 ・ アルバイト等をしている場合は給与明細（直近3ヶ月分）を添付してください。
○給与・所得に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.12~13 を参照
○世帯員に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ P.13~14 を参照

★給与・所得に関する書類等★

就学者以外の世帯員の収入を証明する為、以下のいずれかの書類が必要になります。

該当するものを提出してください。

区分		提出書類
①給与所得者 (専従者・パート・アルバイトを含む)	現在の勤務先に平成 28 年以前に就職した方	○平成 29 年源泉徴収票 (写)
	現在の勤務先に平成 29 年 1 月 2 日以降に就職した方	○給与支払見込証明書 (様式 2) 又は 直近 3 か月分の給与明細 (写) にボーナスの有無を明記したもの ※平成 29 年 1 月以降に退職歴がある方は③の書類も必要です。
②給与以外の所得がある方	・ 事業 (営業・農業等) ・ 不動産 ・ 利子 ・ 配当 等	○平成 29 年確定申告書控 (写) <第 1 表及び第 2 表> ※確定申告をしていない場合は市区町村が発行する以下の書類 ○市 (町) 県民税申告書等の収入金額、必要経費、所得金額等の記載してある書類 (写) ※給与収入・年金等がある場合は別途該当書類が必要です。
	平成 29 年 1 月 2 日以降に起業・開業した方	○自営業開業に係る所得申立書 (HP よりダウンロード) ※給与収入・年金等がある場合は別途該当書類が必要です。
③平成 29 年 1 月以降に退職した方	左記該当者全員	○退職に関する申立書 (様式 9)
	退職金を受給した方	○退職金支払通知書 (写) ・ 前期: 平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月 ・ 後期: 平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月の期間に退職金を受給された方は、退職日、退職金の金額・入金日が分かる書類を提出してください。
④雇用保険 (失業手当金) を受給している方 (受給予定を含む)		○雇用保険受給資格者証の写し (両面)
⑤年金受給者 (遺族年金・障害年金・個人年金等を含む)		○年金の受給額が分かる通知書等 (写) (平成 29 年の年金の源泉徴収票、最新の年金改定通知書、その他の年金証書、年金支払通知等)
⑥児童扶養手当受給者		○児童扶養手当証書・通知等受給金額のわかるもの (写) ・ 前期: 平成 30 年 4 月 1 日 ・ 後期: 平成 30 年 10 月 1 日 時点での対象人数のもの
⑦傷病手当金受給者		○支払決定通知等金額がわかるもの (写) ・ 6 ヶ月分必要 (6 ヶ月に満たない場合は受給期間分)
⑧休職者		○休職証明書 ※休職期間・期間中の給与支払状況を明記したもの

区分	提出書類
⑨生活保護世帯	○保護決定（変更）通知書又は生活保護受給者証明書（写） ※いずれも扶助金額が明記されているもの6ヶ月分 （受給開始から6ヶ月未満の場合は受給期間分）
⑩その他臨時所得がある方	○臨時所得金額を証明する書類（例：保険金支払通知書） ・前期：平成29年10月～平成30年3月 ・後期：平成30年4月～平成30年9月 の期間に受け取った臨時所得に関して提出が必要です。
⑪無職・無収入の方 （①～⑩いずれも該当しない場合）	○無職（無収入）の申立書（様式1） ※就学者及び被扶養者である配偶者と証明できる方は除きます。
⑫日本学術振興会の採用人 （申請者本人を含む）	○日本学術振興会の採用決定通知 ※研究遂行経費分の減額を申請されている方は別途申請された書類を提出してください。

★世帯・世帯員に関する書類★

区分	提出書類
就学者 （小・中学生除く）	・国立大学 ○在学・授業料免除状況証明書（様式6）
	・その他 ○各学校で発行の在学証明書 ・高等学校・高等専門学校・専修学校（専門課程・高等課程） ・公立大学・私立大学 など ※専修学校（一般課程）、職業訓練校など各種学校は除きます。
浪人生	予備校生 ○課税（非課税）証明書 及び ○予備校の学生証（写）
	自宅浪人生 ○課税（非課税）証明書 及び ○無職（無収入）の申立書（様式1）
母子・父子世帯	○母子・父子世帯申立書（様式5） ※様式5に記載のある項目のうち、いずれかに該当すること。 ・児童扶養手当の通知又は手帳（写）（該当者） ・遺族年金の通知（写）（該当者） ※養育費、援助等がある場合は申請書の④収入状況欄に記入してください。
障害のある方	○障害者手帳又は療育手帳 ・障害者年金の通知（写）（該当者） ・特別児童扶養手当の通知（写）（該当者） ・被爆者健康手帳（写）（該当者） など

区分		提出書類
要介護認定を受けられている方 (要介護3以上の方に限ります)		<p>○介護保険被保険者証(写)等</p> <p>※介護施設を利用している方は長期療養者として、収入から介護に係る費用から控除することもできます。その場合、長期療養者に係る支出状況報告書(様式7)と領収書も提出してください。</p>
長期療養者のいる世帯 (6ヶ月以上の療養をしている方 又は必要とされる方に限ります。)		<p>○長期療養者に係る支出状況報告書(様式7)</p> <p>○診断書 (6ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている申請前3ヶ月以内に発行されたもの。控除を申請する病院ごとに必要)</p> <p>○直近6ヶ月の領収書(写)</p> <p>※保険等の支払を受けている場合はその証明書も提出してください。</p>
火災・地震・風水害等の被害を受けた世帯		<p>○罹災証明証</p> <p>○被害状況報告書(HPよりダウンロード)</p> <p>○該当期間分の領収書、見積書等</p> <p>※東日本大震災・熊本地震の場合も控除対象となりますが、下記該当期間内に修繕等を行ったもののみ控除されます。</p> <p>○前期分申請：平成29年10月～平成30年3月 後期分申請：平成30年4月～平成30年9月</p>
主たる家計支持者が別居している世帯		<p>○主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書(様式8)</p> <p>○単身赴任の証明書(勤務先で発行)</p> <p>○住居費及び光熱水費等の領収書(写)6ヶ月分</p>
前回申請時から、世帯人数に変更があった世帯	世帯員の独立	○独立した世帯員の住民票又は賃貸契約書(写)
	世帯員の死亡	○死亡診断書等死亡年月のわかるもの

2. 留学生区分の方

留学生区分に該当する方は、本人に関する以下の書類の提出が必要です。

また、日本国内在住の配偶者（夫又は妻）や子に関する書類のうち該当するものを提出してください。

★全員提出書類（私費外国人留学生）★

提出書類	留意事項
○授業料免除（徴収猶予）申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4 片面 2 枚で印刷してください。 ・ 必ず消えないボールペンで記入してください。
○課税（非課税）証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が分かるものを各市区町村の役所で発行してください。 ・ <u>就労の有無にかかわらず、前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日時点で本人の証明書が必要です。</u> ・ 前期：平成 30 年 1 月以降に発行されたもの （前期分申請時は平成 28 年の内容が最新のものです） ・ 後期：平成 30 年 7 月以降に発行されたもの <p>※2018 年 1 月 1 日時点で来日していない場合は在留カードのコピー（裏表）を提出してください。</p> <p>※配偶者がいる場合は 2 名分必要です。</p>
○奨学金受給状況申立書（様式 3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給の有無にかかわらず全員提出してください。 ・ 平成 29 年度における奨学金受給の有無を記入してください。 <p>※配偶者が学生の場合は 2 名分必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金を受給していた場合は、奨学生証又は受給決定通知書の写しを添付してください。
○アルバイト等収入状況申立書（様式 4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の有無にかかわらず全員提出してください。 ・ アルバイト等をしている場合は給与明細（直近 3 ヶ月分）添付してください。 <p>※配偶者が学生の場合は 2 名分必要です。</p>
○経済状況申立書（様式 11）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導教員等の所見が必要です。 ・ 収入総額が支出総額を下回らないように、各項目の金額を記入してください。 ・ <u>前期は 4 月、後期は 10 月時点で受給していない奨学金やアルバイトを収入として記入することはできません。</u>
○住宅費に関する証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸契約書のコピーを提出してください。 ・ 大学が管理する学生寮及び国際交流会館に居住している学生は提出不要です。

★ 本人の配偶者（夫・妻）、子に関する書類 ★

日本在住の配偶者・子がいる場合、以下の書類が必要です。

日本国外に居住する方の証明書類は必要ありません。

区分		提出書類
①給与所得者の方 (専従者・パート・アルバイトを含む)	現在の勤務先に平成 28 年以前に就職した方	○平成 29 年源泉徴収票 (写)
	現在の勤務先に平成 29 年以降に就職した方	○給与支払見込証明書 (様式 2) 又は直近 3 か月分の給与明細 (写) にボーナスの有無を明記したもの ※平成 29 年 1 月以降に退職をした方は③の書類も必要です。
②給与以外の所得がある方	・ 事業 (営業・農業等) ・ 不動産 ・ 利子 ・ 配当 等	○平成 29 年確定申告書控 (写) <第 1 表及び第 2 表> ※確定申告をしていない場合は ○市 (町) 県民税申告書等の収入金額、必要経費、所得金額等の記載してある書類 (写) ※給与収入・年金等がある場合は別途該当書類が必要です。
	平成 29 年 1 月 2 日以降に起業・開業した方	○自営業開業に係る所得申立書 ※給与収入・年金等がある場合は別途該当書類が必要です。
③平成 29 年 1 月以降に退職した方	左記該当者全員	○退職に関する申立書 (様式 9)
	退職金を受給した (予定も含む) 方	○退職金支払通知書 ・ 前期分申請 : 平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月 ・ 後期分申請 : 平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月 ・ 上記期間に退職金を受給された方は、退職日、退職金の金額・入金日が分かる書類を提出してください。
④就学者 (小・中学生は除く)	・ 国立大学	○在学・授業料免除状況証明書 (様式 6)
	・ その他	○各学校で発行の在学証明書 ・ 高等学校・高等専門学校・専修学校 (専門課程・高等課程) ・ 公立大学・私立大学など ※専修学校 (一般課程)、職業訓練校など各種学校は除きます。

○その他、世帯・世帯員に関する表 (P. 14) を参照して、該当する項目があれば必要書類を提出してください。

3. 独立生計区分の方

独立生計区分の要件（P.5）にすべて該当する方は、独立生計者として申請が可能です。

★全員提出書類（独立生計者）★

提出書類	留意事項
○授業料免除（徴収猶予）申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4 片面 2 枚で印刷してください。 ・ 消せないボールペンで必ず記入してください。
○申請者本人・配偶者の課税（非課税）証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得金額が分かるものを各市区町村の役所で発行してください。 ・ 就労の有無にかかわらず、前期は 4 月 1 日、後期は 10 月 1 日時点で配偶者がいる方はその方の証明書も必要です。 ・ 前期：平成 30 年 1 月以降に発行されたもの（前期分申請時は平成 28 年の内容の証明書） ・ 後期：平成 30 年 7 月以降に発行されたもの
○申請者本人・配偶者の所得に関する証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ P. 12～13 を参照し、所得に関する書類を提出してください。 ※独立生計の学生及びその配偶者の所得は、一般学生の父母等の所得と同様に審査の対象となります。
○奨学金受給状況申立書（様式 3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給の有無にかかわらず申請者全員提出してください。 ・ 平成 29 年度における奨学金の受給の有無を記入してください。 ※配偶者が学生の場合は 2 名分必要です。 ・ 奨学金を受給していた場合は、奨学生証又は受給決定通知書の写しを添付してください。
○アルバイト等収入状況申立書（様式 4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の有無にかかわらず、申請者全員提出が必要です。 ・ アルバイト等をしている場合は給与明細（直近 3 ヶ月分）を添付してください。 ※配偶者が学生の場合は 2 名分必要です。
○独立生計者申立書（様式 10）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入総額が支出総額を下回らないように、各項目の金額を記入してください。
○住民票（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者本人及び申請者と同居する方の住民票を提出
○健康保険証（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は配偶者が健康保険等の被保険者であること ・ なお、国民健康保険の場合は世帯主であること
○父母等の所得を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税証明書又は源泉徴収票・確定申告書の写し等（両親等の扶養から外れていることを確認するため）
○世帯・世帯員に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ P. 13 を参照 ・ 配偶者又は子がいる場合は、世帯・世帯員に関する証明書類の提出が必要な場合があります。該当するものを提出してください。

Ⅲ. 申請に関するQ & A

Q1. 留学や帰省で大学へ出向くことができないので、郵送での申請は可能ですか？

A1. **郵送での申請は一切受付けていません。** 事前申請期間内での申請又は、代理の方に提出を依頼することが必要です。なお、代理申請を依頼する場合は、委任状（自由様式）と身分証のご提示願います。親族の方の場合は、身分証のみで構いません。

Q2. 申請期間後の提出はできますか？

A2. **申請期間後の申請は受け付けません。** 申請期間最終日に不慮の出来事（発病・事故等）が発生したことにより、申請ができなかった場合は、医師の診断書等の証明書類を提出した上で受け付けることができます。

Q3. 留年していますが、申請することができますか？

A3. 病気や留学による休学の特別な理由のため修業年限を超えて留年している場合（大学院生は論文作成のため等の場合も可）、**1年間のみ**申請することができます。（就職活動等の理由は不可。）

Q4. 第2クォーターから休学・復学する予定ですが、申請することはできますか？

A4. 当該学期中に休学期間がある場合、申請資格はありません。

Q5. 課税（非課税）証明書は何年度のものを提出すれば良いですか？

A5. 前期分申請時は、市区町村で発行される**平成28年**にあった所得に関する課税証明書を提出してください。後期分申請時は、平成29年の所得に関する課税証明書を提出してください。

Q6. 家族が昨年中に転職した場合は、課税（非課税）証明書に加えてどの書類が必要ですか？

A6. 平成29年1月以降に就職、転職をした場合は、勤務先で証明を受けた「給与支払（見込）証明書」（様式2）又は給与明細（直近3ヶ月分）（写）を提出してください。自営業を始めた場合は、「自営業開業に係る所得申立書」を提出してください。また、平成29年1月以降に退職した職場がある場合は「退職に関する申立書」（様式9）を提出してください。

Q7. 父が3月末で定年となり、4月から再雇用で同じ職場に勤務する場合の提出書類を教えてください。

A7. 退職金の有無等を記入した様式9の提出が必要です。さらに、4月以降の収入概算額を勤務先で記入してもらった様式2の提出が必要です。

Q8. 母が専業主婦で収入がありませんが、課税証明書は必要ですか？

A8. 無収入の方でも課税証明書（あるいは非課税証明書等）が発行されます。
必ず就学者以外の世帯員全員の課税証明書を提出してください。

Q9. 兄弟の在学証明書（様式 6）は、いつ提出すれば良いですか？

A9. 前期分は平成 30 年 2 月 1 日以降、後期分は平成 30 年 7 月 1 日以降発行の証明が必要です。

申請日までに提出が間に合わない場合は、不足書類提出期限までに提出してください。

中学生以下の在学証明は不要です。国立大学生以外の在学証明は各学校発行の様式で構いません。

Q10. 同居している祖父母がいますが、2 世帯住宅で生計は別にしています。「家族」に含まれますか？

A10. 同居している祖父母が税法上別生計であっても、同じ敷地内に住んでいる場合は世帯員とみなしますので、「家族」欄に記入し、所得に関する証明（課税証明、年金通知書等）を提出してください。

Q11. 前回申請時に同居していた兄弟が、独立して一人暮らしを始めました。兄弟の書類は必要ですか？

A11. 社会人となり別居を始めた兄弟の所得は審査の対象とはなりません。代わりに独立を証明するための書類（転居先の住民票、賃貸契約書の写し等）の提出が必要です。

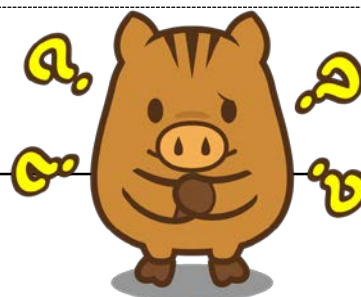
Q12. 同居している学生の兄弟が 4 月から新たに働き始める場合の提出書類を教えてください。

A12. 前回まで提出していた在学証明書の代わりに、課税（非課税）証明書及び 4 月以降の収入概算額を職場で記入してもらった様式 2 の提出が必要です。

Q13. 独立生計区分での申請は免除に有利ですか？

A13. 申請区分が直接免除結果に影響を与えることはありません。また、独立生計の条件を全て満たしていても一般学生の区分として申請することもできます。

申請場所と問合わせ先



①医学部医学科（2 年生以上）・医学研究科

申請場所：楠キャンパス 医学部学務課医学科教務学生係 （神戸市中央区楠町 7 丁目 5-1）

電話番号：078-382-5205（医学部医学科） / 078-382-5193（医学研究科）

②医学部保健学科（2 年生以上）・保健学研究科

申請場所：名谷キャンパス 保健学研究科教務学生係 （神戸市須磨区友が丘 7 丁目 10-2）

電話番号：078-796-4504

③海事科学部（2 年生以上）・海事科学研究科

申請場所：深江キャンパス 海事科学研究科教務学生グループ（神戸市東灘区深江南町 5 丁目 1-1）

電話番号：078-431-8395

④その他の学生

申請場所：鶴甲第一キャンパス 学務部学生支援課奨学支援グループ（神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2-1）

電話番号：078-803-5431

学部等	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業所要 単位数
	学期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
文学部		11	28	46	63	81	98	116						132
国際人間科学部		11	27	43	59	75	92	108						124
国際文化学部		11	29	46	64	82	100	117						136
発達科学部		11	27	43	59	75	92	108						124
法学部	(平成27年度以前入学)	10	26	42	58	74	90	106						127
	(平成28年度以降入学)	10	26	42	58	74	90	106						125
経済学部	(平成28年度以前入学)	11	26	42	60	74	90	106						128~129
	(平成29年度以降入学)	10	26	42	59	74	90	106						124
経営学部		10	26	42	58	74	90	106						126~134
理学部		11	27	43	59	75	92	108						124
医学部	(医学科)	7	36	36	62	62	98	98	140	140	172	172		192
	(保健学科)	17	32	46	62	80	95	105						125~127
工学部		11	27	43	59	75	92	108						124~129
農学部	(平成27年度以前入学)	11	28	45	62	79	96	113						130~133
	(平成28年度以降入学)	11	27	43	59	75	92	108						126
海事科学部		12	26	40	※54	76	100	117						130

- (注) ① 本表の年次・学期は、授業料免除を申請する学期を示します。
 ② 当該年次・学期の単位数は、各学部が卒業所要単位として定める科目の取得単位数であり、授業料免除を申請する際に取得しておかなければならない単位数を示します。
 ※3年進級要件を充たしていること。編入学は65単位とみなします。

経済的な困窮度については、所得の種類、家族構成、就学者の状況等により一律には言えません。様々な状況により異なりますが、参考として、以下のような家族構成等の場合にどの程度が基準内となるのか示します。なお、基準内となったとしても必ずしも許可されるとは限りません。

免除された人の所得は基準内として示している所得より低所得となっています。

- (1) 家族 3 人…父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、
本人（通学区分は自宅外）の場合

申請者の区分 \ 所得者の区分	給与所得者の場合 (収入金額税込)	事業所得者の場合 (商・工・農・林・水産・その他) (所得金額)
①学部の学生	628 万円以下	378 万円以下
②大学院の修士課程、博士課程前期	664 万円以下	406 万円以下
③大学院の修士課程、博士課程後期	797 万円以下	539 万円以下

- (2) 家族 4 人…父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）、
妹（公立高等学校生徒、通学区分は自宅）の場合

申請者の区分 \ 所得者の区分	給与所得者の場合 (収入金額税込)	事業所得者の場合 (商・工・農・林・水産・その他) (所得金額)
①学部の学生	692 万円以下	434 万円以下
②大学院の修士課程、博士課程前期	722 万円以下	464 万円以下
③大学院の修士課程、博士課程後期	865 万円以下	607 万円以下

- (3) 家族 5 人…父（給与所得者又は事業所得者）、母（無職・無収入）、本人（通学区分は自宅外）、
兄（公立大学生、通学区分は自宅外）、祖母（無職、無収入）の場合

申請者の区分 \ 所得者の区分	給与所得者の場合 (収入金額税込)	事業所得者の場合 (商・工・農・林・水産・その他) (所得金額)
①学部の学生	792 万円以下	534 万円以下
②大学院の修士課程、博士課程前期	825 万円以下	567 万円以下
③大学院の修士課程、博士課程後期	980 万円以下	722 万円以下